佐賀労働局発表
平成２３年５月３１日

担当	佐賀労働局総務部企画室 企画室長　米田　貢 労働紛争調整官　貞木　竜成 （電話　０９５２－３２－７１６７）

平成２２年度における個別労働紛争解決制度の施行状況について

～労働相談件数は過去最高～

＜平成 22 年度の佐賀労働局の実績＞

① 相談は7，598件あり、そのうち個別紛争相談は2，095件ありました。
② 民事上の個別紛争相談のうち、「助言・指導」申出受付件数は、82 件ありました。
③ また「あっせん」申請受理件数は、82 件でした。

※「助言・指導」・・助言・指導とは、労働局の職員が、紛争の相手に対し、問題点を示すなどにより、解決のためのアドバイスをするサービスのことです。

「あっせん」・・あっせんとは、佐賀紛争調整委員会（教授・弁護士等により構成）の委員が、双方の間に入って、和解のための話し合いを手伝うサービスのことです。

個別労働紛争解決制度は、『個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律』の施行に伴い、平成13年10月からスタートしました。

本制度による総合労働相談コーナーは、佐賀労働局総務部企画室のほか、県内四箇所の労働基準監督署内（佐賀・唐津・武雄・伊万里）にも設置されています。

この制度利用のメリットは、法的強制力は無いながらも、① 秘密（非公開）のうちに、② 簡単に、速やかに、③ 無料で解決が図れるところです。

また、相談についても、秘密を堅く守っておりますし、費用も予約もいりませんので、安心してご利用いただいているところです。

もちろん、「助言・指導」、「あっせん」を含め、事業主側からも利用できます。

お困りの時は、まずは、電話でお気軽にご相談ください。

個別労働紛争解決制度利用状況（佐賀労働局）

平成２３年４月現在

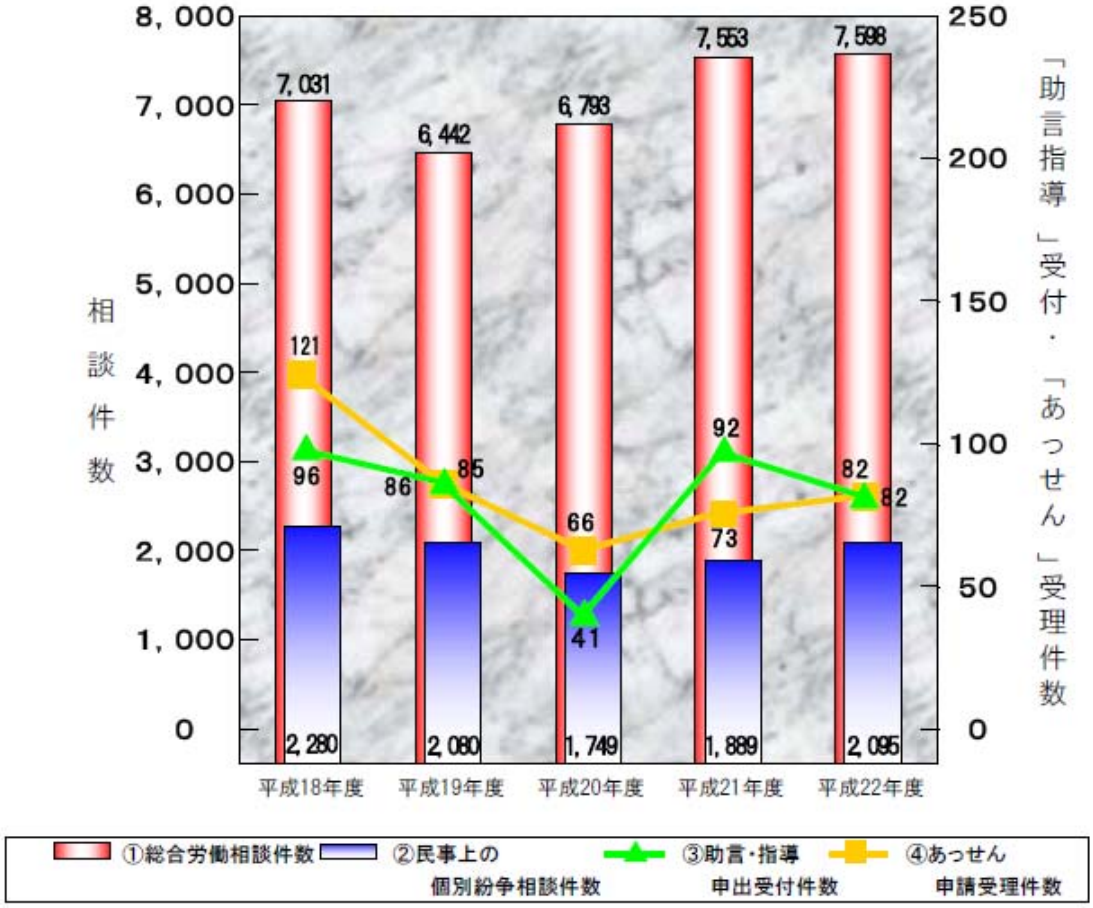

	平成１８年度	平成１９年度	平成２０年度	平成２１年度	平成２２年度
①総合労働相談件数（②を含む）	７，０３１	６，４４２	６，７９３	７，５５３	７，５９８
②民事上の個別紛争相談件数	２，２８０	２，０８０	１，７４９	１，８８９	２，０９５
③助言・指導申出受付件数	９６	８６	４１	９２	８２
④あっせん申請受理件数	１２１	８５	６６	７３	８２